

# <空き家の適正管理をお願いします>

老朽化が進むにつれ、雨風等による損壊の恐れが高くなります。そして、2次災害を引き起こし、所有者（管理者）に損害賠償等の請求追求がなされる可能性もあります。（例えば、隣の家や通行人に被害を与えたり...）

また、管理が行き届かないまま放置された空き家は、防災・防犯・衛生・景観など周辺環境にも悪影響を及ぼします。

このような事態を引き起こさないよう、**空き家の適正管理を所有者（管理者）の責任で行ってください。**

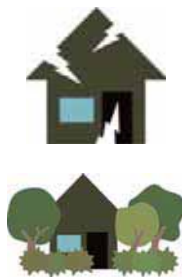
条例では、空き家の所有者（管理者）に対し、適正管理義務を課しています。その義務を怠り、空き家が「管理不全状態」となった場合は、町が改善のための指導・勧告・命令等を段階に応じてできることとなっています。

「管理不全状態」とは、  
以下のような状態をいいます

外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態など。

雑草等が繁茂している状態。

ネズミ、ハエ、蚊等の衛生動物又は悪臭が発生している状態など。



お金がかかります

空き家を放っておくと建物の改修や修繕、雑草の除去などに多額の費用がかかってきます。また、特定空家等に指定され、必要な措置を取ることを勧告されると、土地の固定資産税課税標準の住宅用地特例措置から除外され、納税額が増えることとなります。

管理不全状態になると、指導等の対象となります

空き家・所有者の  
調査

助言、指導

勧告

命令

代執行  
（行政代執行法に  
基づき実施）

管理不全状態の予防の必要がある、または管理不全状態にある場合

助言・指導に従わず、かつ、管理不全状態にある場合

勧告に従わず、かつ、管理不全状態にある場合

## 空き家を活用・探したい

空き家バンク制度を通じて、空き家の活用を町がお手伝いします。登録申込書提出後、現地調査に職員がお伺いし審査の上、空き家バンク登録を行い、ホームページ上で情報発信をします。登録後は、その情報を見た方との取り次ぎを町の方で行います。その後の交渉・契約等につきましては、当事者同士で行うことになり、町で仲介は行いませんのでご注意ください。登録にあたっては、**空き家バンク登録推進助成金制度**もあります。

## 空き家バンク登録物件の利用が決まったら

要件を満たす場合、以下の補助金・助成金を受けることができます。

空き家家財道具等処分補助金

空き家内の家具などの処分・抛出に要する経費の1/2補助。補助は10万円を上限。

肝付町空き家バンク制度登録物件を対象に、所有者・利用者いずれかが申請。他要件あり。

空き家成約助成金

登録空き家を移住希望者又は町内在住者が利用する場合において、当該空き家の提供者に対し5万円助成。他要件あり。

上記いずれの場合も事前に申請が必要となりますので、まずはお問い合わせください。

問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 企画調整第一係 65-8422